第十二条の二中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第十四条の三第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童発達支援センター」に改める。

第三十二条第五号中「以下同じ」を「次号及び第九十四条第二項において同じ」に改める。

第四十一条第六号中「設備」の下に「（以下「職業指導に必要な設備」という。）」を加える。

「第八章　知的障害児施設」を「第八章　福祉型障害児入所施設」に改める。

第四十八条第一項各号列記以外の部分中「知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同項第一号中「施設にあつては、医務室を」を「施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を」に改め、同項第五号を削り、同項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二　主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

三　主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ　浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

四　主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ　訓練室及び屋外訓練場

ロ　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

六　主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

第四十八条第二項及び第三項を削る。

第四十九条第一項中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設」に、「及び調理員」を「、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第二種自閉症児施設」を「主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設」に、「第一項から第五項までの」を「第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第四十九条第四項の次に次の二項を加える。

5　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。

6　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。

第四十九条第九項を削り、同条第十項中「自閉症児施設」を「主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の八項を加える。

8　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

9　主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。

10　主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

11　主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

12　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

14　心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第五十条及び第五十一条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第八章の二から第九章の二までを削る。

第五十四条中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（入所支援計画の作成）

第五十二条　福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

第八章中第五十五条の次に次の一条を加える。

（入所した児童に対する健康診断）

第五十六条　主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第九章の三の章名中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同章を第八章の二とする。

第六十八条各号列記以外の部分中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同条第一号中「肢体不自由児施設（次号及び第三号に掲げる施設を除く。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）」を「医療型障害児入所施設」に改め、「、ギブス室」、「、屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備」及びただし書を削り、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

三　主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四　主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

第六十八条を第八章の二中第五十七条とする。